

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

守地交協第 号
令和 7 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

守山市地域公共交通活性化協議会
滋賀県守山市吉身二丁目 5 番 22 号
会長 ○○ ○○

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

補助要綱規定事項一覧表

自治体名:守山市

計画名称:守山市地域公共交通計画

		地域公共交通計画での記載箇所（頁）
補助要綱第17条第1項に規定する事項	（第1号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割	P85～86 5.3. 地域公共交通の役割・機能 表5-1守山市内を運行する交通の位置づけ など
	（第2号関係） 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性	P85、87 5.3. 地域公共交通の役割・機能 表5-1守山市内を運行する交通の位置づけ 表5-2公的負担を伴う路線および交通施策以下の本文 など
	（第3号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要	P85、87 5.3. 地域公共交通の役割・機能 表5-2公的負担を伴う路線および交通施策 など
	（第4号関係） 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法	P88～89 5.4. 計画の目標 表5-3本計画の目標値

5.3. 地域公共交通の役割・機能

基本方針に従い地域公共交通の維持確保、活性化を進めるにあたり、守山市内を運行する各交通の位置付け、求められる役割・機能等を以下の表のとおり整理します。また、地域公共交通ネットワークのイメージを次ページに示します。

各交通手段が役割・機能を発揮し、連携することで、地域内の多様な移動ニーズに応えます。

表 5-1 守山市内を運行する交通の位置付け

位置付け	対象路線	役割・機能	主な利用目的	確保・維持
広域幹線軸	J R 琵琶湖線	守山市と他地域へのアクセスを担う	通勤・通学、生活圏外への観光・娯楽・買物・通院等	J R・沿線自治体・県等との協議により一定水準のサービスを確保
幹線軸	路線バス (レインボーライン)	守山市の拠点間を結ぶ幹線軸を運行する	通勤・通学、生活圏内の通院・買物・娯楽等、来訪者の二次交通等	交通事業者、法定協議会での協議により運行を確保
補助幹線軸	路線バス (その他の路線)	広域幹線軸、幹線軸の支線及び市内主要施設等へのアクセスを担う	通勤・通学、生活圏内の通院・買物・娯楽等、来訪者の二次交通等	交通事業者、法定協議会での協議により運行を確保 また、一部路線は地域公共交通確保維持事業(幹線補助、フィーダー補助)を活用
地域内路線 (線のカバー)	くるっとバス	済生会病院へのアクセスや路線バスが不便な地域内を運行する	地域内の日常的な通院・買物・娯楽等	草津市・栗東市及び法定協議会での協議により運行を確保 また、地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)を活用
地域内路線 (面的カバー)	モーリーカー	幹線・補助幹線を補完する	生活圏内の通院・買物・娯楽等	法定協議会での協議により運行を確保
その他	タクシー	個々のニーズに応じたドアツードアサービス	市民の個人目的での移動、来訪者の二次交通	事業者との協議により一定水準のサービスを確保
	施設送迎バス	特定施設への送迎サービス	特定目的地への通院・買物・娯楽等	施設運営主体によりサービスを確保
	福祉輸送	移動制約のある方に特化した輸送サービス	対象者の通院・買物・娯楽等	守山市福祉関連政策との連携によりサービスを確保

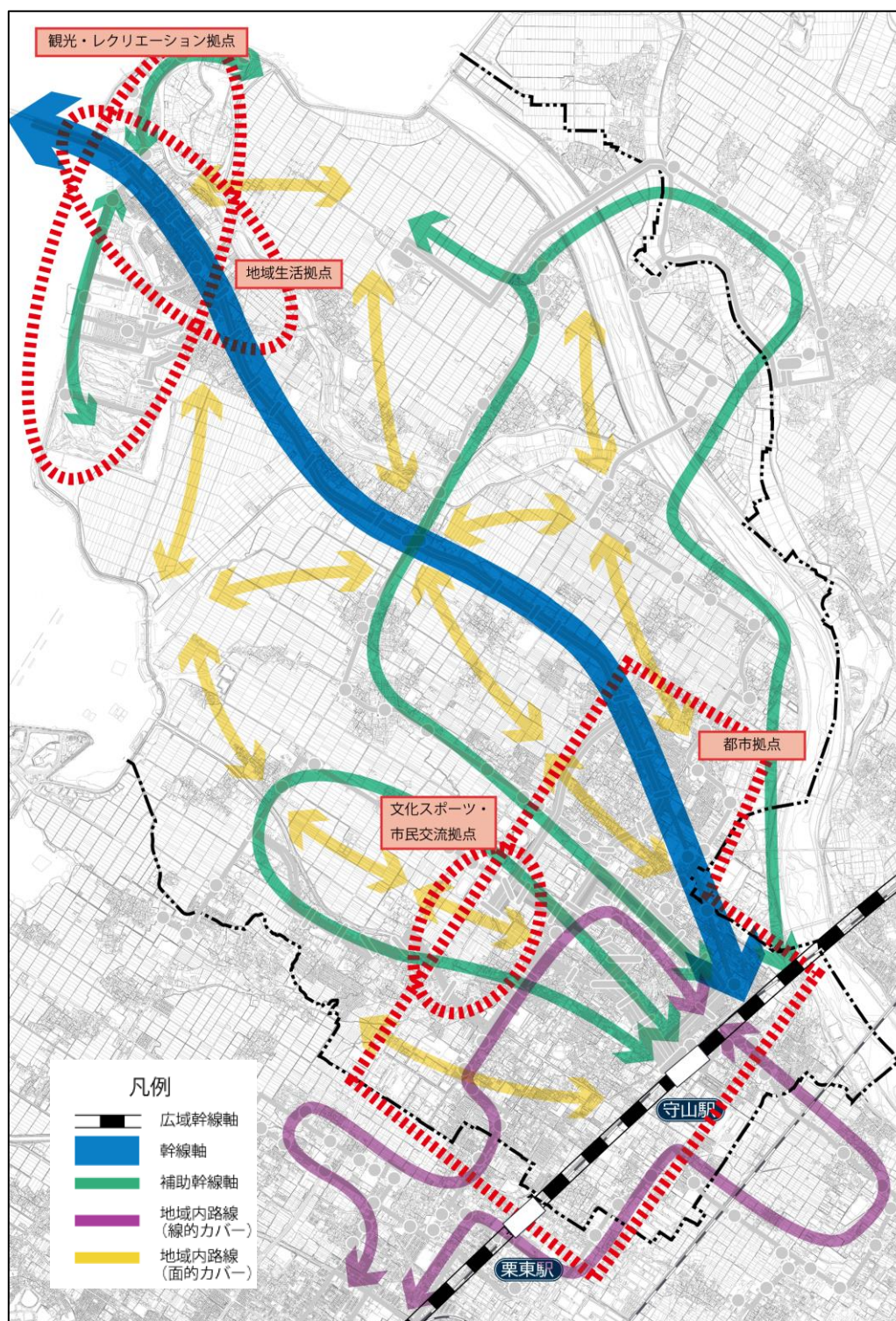


図 5-1 守山市の地域公共交通ネットワーク

守山市内における、公的負担を伴う路線および交通施策は次のとおりです。

表 5-2 公的負担を伴う路線および交通施策

種別	系統名	起点	終点	車両	実施主体	補助事業の活用
路線バス	服部線	守山駅	もりやまエコパーク	大型バス車両	交通事業者	幹線補助
		守山駅	錦の里			
	小浜線	守山駅	小浜（赤の井経由）		交通事業者	フィーダー補助 （市協調補助を含む）
		守山駅	小浜（もりやまエコパーク経由）			
		守山駅	もりやまエコパーク			
くるっとバス	大宝循環線	草津駅西口	守山駅西口	中型バス車両	草津市・栗東市・守山市（運行は交通事業者）	フィーダー補助
	宅屋線	草津駅西口	守山駅東口			
もーりーカー	エリア運行			タクシー車両	守山市	県補助金

路線バスの服部線および小浜線は、補助幹線軸として、地域住民、特に学生や高齢者といった、他に移動の手段を持たない人にとって欠くことのできない重要な役割を担っており、地域に欠かせない重要な公共交通です。

くるっとバスの大宝循環線と宅屋線については、地域内路線として、自動車を自由に利用できない交通弱者の日常生活における移動手段の確保およびバス交通網の空白・不便地域解消の役割を担っており、地域に欠かせない重要な公共交通です。

しかしながら、路線バス、くるっとバスともに、事業者の努力や本市の支援だけでは路線の維持が難しく、国の地域公共交通確保維持改善事業などの継続した支援により運行を確保する必要があります。

また、もーりーカーについては、バス路線では対応困難な面的移動を可能とする役割を担っており、バス交通網を補完しています。

5.4. 計画の目標

本計画（Plan）に沿って、次章に示す各種施策を実施（Do）し、方針の評価・検証（Check）を行い、施策の見直し・改善（Action）を図ります。PDCA サイクルを繰り返し実施し、本計画で掲げる基本理念と基本方針の実現を目指します。

このうち、評価・検証においては、定量的な目標を定めて、それに対して達成・未達成の確認を行います。評価指標、目標値は以下のとおりとします。

「Ⅰ.既存地域公共交通を活かした利便性の向上」については、利便性向上策による効果として、路線バス、くるっとバスおよびモーターカーの利用者数を評価指標とします。路線バスとくるっとバスについては、現在の実績値が人口の伸びに比例し増加することを目標とします。人口の伸びは令和2年（2020年）から令和12年（2030年）にかけて1年あたり平均0.32%増加するため、令和4年（2022年）から計画期間の最終年次である令和10年（2028年）までの6年間で1.92%増加すると想定し、令和4年の実績値に2%を乗じた値を目標値とします。モーターカーについては、過去5年間の実績と同等の増加を目標とします。また、公共交通にかかる経費、効率性に関しては、市民一人あたりの公的負担額（公共交通に係る公的負担額÷利用者数）および収支率（経常収益÷経常費用）を評価指標とします。公的負担額については、交通施策を充実させるには一定の増が見込まれるものの、運行の効率化等により、令和元年度から令和4年度の上昇率の実績値（約21%）よりも抑制することを目標とします。収支率については、運行内容や運用方法の改善による効率化を図り、令和4年実績を上回ることを目標とします。

「Ⅱ.子どもや高齢者をはじめ誰もが安心して利用できる環境づくり」については、説明会等の認知度向上に向けた取り組みや、バス待ち環境の改善等の利用しやすい環境づくりに向けた取り組みの実施回数を評価指標とします。令和4年度には合計4回実施しており、今後も同水準の実施を継続します。

「Ⅲ.きめ細かな情報提供とコミュニケーションによる関心と利用の拡大」については、路線バスを基幹とする公共交通の関心と利用拡大を目的とした取り組みのため、路線バスを利用したことのない人の割合を評価指標とします。コミュニケーション施策（アンケート調査等）の実施により利用状況を把握し、各種取り組みによる路線バス利用率の拡大を目標とします。

「Ⅳ.地域の多様な関係者の共創による地域公共交通づくり」については、多方面との共創による利用促進や維持確保を目的とした取り組みであることから、共創事業の数を評価指標とし、年あたり3事業を目標に設定します。

目標に対する評価や検証、施策の見直し等については「守山市地域公共交通活性化協議会」が主体となって実施します。

表 5-3 本計画の目標値

基本方針	評価指標	目標
Ⅰ.既存地域公共交通を活かした利便性の向上	路線バス利用者数	令和４年の１日あたり乗降者数を２％上回ります。 【令和４年実績】 → 【目標値】 5,564 人/日 → 5,675 人/日
	くるっとバス利用者数	令和４年の年間乗降者数を２％上回ります。 【令和４年実績】 → 【目標値】 42,115 人/年 → 42,957 人/年
	モーリーカー利用者数	令和４年度の１日あたり平均利用件数の約 20 件増加を目指します。 【令和４年実績】 → 【目標値】 42.1 件/日 → 60 件/日
	市民一人あたりの公的負担額（＝公的負担額÷守山市人口）	１年あたりの上昇率を 20％以下に抑えます。 【実績(R1～R4)】 → 【目標値】 約 21%/年 → 20%/年
	公的資金が投入されている公共交通事業の収支率（経常収益÷経常費用）	下記の令和４年実績を上回ります。 【令和４年実績】 ・路線バス 服部線:41.0% 小浜線:32.7% ・くるっとバス 宅屋線:21.0% 大宝循環線:19.6% ・モーリーカー：16.5%
Ⅱ.子どもや高齢者をはじめ誰もが安心して利用できる環境づくり	地域公共交通の新たな利用者を獲得するための取組みの実施回数	年４回（令和４年度実績）以上の実施を目指します。
Ⅲ.きめ細かな情報提供とコミュニケーションによる関心と利用の拡大	「路線バスを利用したことのない人」の割合	平成 30 年アンケート調査結果の 39.5％を下回ります。
Ⅳ.地域の多様な関係者の共創による地域公共交通づくり	関係機関との共創事業の数	年 3 件以上の事業実施を目指します。

令和 7 年 6 月 日

（名称）守山市公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

守山市においては、大津市に通じる基幹バス路線であるレインボーライン（木の浜線、琵琶湖大橋線）を軸に、市内域に路線バス、コミュニティバス、デマンド乗合交通により構成される公共交通網が広がっている。

そのような中、少子化・高齢化の進行によりバスを利用する層が減少傾向にあることに加え、自家用車の普及等により路線バスの利用者を確保することが年々困難になってきている。こうしたことから、採算に合わない既存バスの路線は減便を検討せざるを得ない状況であり、令和 6 年 10 月には服部線の一部減便が実施されるなど、日常生活に必要不可欠な地域公共交通の維持確保が極めて厳しい状況にある。

しかしながら、学生や高齢者にとって身近な交通手段であるバス交通は、より一層の充実が求められており、特に補助幹線路線である当該路線を存続していくことは重要である。

また、くるっとバスの大宝循環線と宅屋線については、3 市間の移動を可能とする路線として交通弱者の日常生活における移動手段の確保およびバス交通網の空白・不便地域解消の役割を担っており、地域に欠かせない重要な公共交通となっている。

このため、地域公共交通確保維持事業により、小浜線・大宝循環線・宅屋線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

市・地域住民・交通事業者・関係機関が連携して「将来にわたり誰もが安心して移動できる地域公共交通の実現」を目指す。

定量的な目標は以下のとおり。

【目標値】

- ・路線バスの利用者数（市内全路線）について、令和10年度中に5,675人/日以上（令和4年度実績5,564/日の2%増）とする。
- ・「路線バスを利用したことのない人」の割合を39.5%（平成30年アンケート結果）より下回ることとする。
- ・小浜線の収支率を32.7%（令和4年実績）を上回る。
- ・くるっとバスの乗降者数を、令和10年度中に42,957人/日を上回る（令和4年度実績42,115人/日の2%増）とする。
- ・大宝循環線の収支率を19.6%（令和4年実績）を上回る。
- ・宅屋線の収支率を21.0%（令和4年実績）を上回る。
- ・市民一人あたりの公的負担額（＝公的負担額÷守山市人口）の1年あたりの上昇率を20%以下に抑える（令和1年から4年実績 約21%/年）。

【フィーダー事業目標】

評価指標	現在値 (令和6年度)	目標値 (令和8年度)
	R5.10～R6.9	R7.10～R8.9
路線バス 小浜線	53,616人/年	令和6年度輸送人員が0.3%増となることを目標とする。

（守山市地域公共交通計画 P89 参照）

(2) 事業の効果

市内の既存バス路線およびくるっとバス路線を維持することにより、小津学区、玉津学区、速野学区、中洲学区、河西学区などの市街化調整区域住民、特に学生・高齢者等の日常生活に不可欠な移動手段が確保でき、地域活性化にも寄与することができる。

さらに、交通結節点であるJR守山駅とを結ぶことで市外への通勤・通学の手段を確保し、地域活性化に寄与することができる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・基幹路線バスの利便性を高めるためにバス停付近にBTS（駐輪場）の設置（市）
- ・系統や便数、運行ダイヤの見直し（事業者）
- ・路線再編に向けた検討（市・バス事業者）
- ・行政、交通事業者を交えた「住民ワークショップ」等の開催（市・地域住民・バス事業者・関係行政機関ほか）

（守山市地域公共交通計画 P90 および 91 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る小浜線については、その運行に係る費用総額のうち、国庫補助金と合わせて同額を守山市から運行事業者へ補助し、差し引いた金額について事業者が負担。 また、くるとバスについては、運行収入および国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を守山市が負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・利用者アンケート（車内聞き取りアンケート等） ・住民ヒアリング（住民懇談会実施等） ・市民アンケート
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
表 5 のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和6年6月6日	R5 決算報告、R6 事業計画・予算、R7 幹線およびフィーダー系統確保維持計画等について協議・承認
令和6年8月30日	モーリーカーの制度改善等について協議・承認（書面開催）
令和6年11月1日	モーリーカーの制度改善、路線バスの運賃改定等について協議・承認
令和7年2月25日	モーリーカーの制度改善、路線バスの減便等について協議・承認

19. 利用者等の意見の反映状況

守山市役所、公共施設、各地区会館、ホームページおよび市民説明会を行い本計画に関する意見を募集した。また、協議会の議論に住民および利用者の声を反映させるため、守山市自治連合会、守山市身体障害者連合会、守山市老人クラブ連合会の参画を得ている。

市民や利用者からは、運行本数の増や利用した時間帯に走らせて欲しいなどの声があったことから、利便性の高いダイヤを検討するなどの項目を計画に盛り込んでいる。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）守山市吉身二丁目5番22号

（所 属）守山市役所都市計画・交通政策課

（氏 名）大崎 貴斗

（電 話）077-582-1132

（e-mail）toshikeikaku@city.moriyama.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
守山市	近江鉄道株式会社	(1) 小浜線① (赤の井経由)	守山駅	赤の井	小浜	往9.9km 復9.9km	236日	826回			路線定期運行	①	守山駅で補助対象 地域間幹線系統服 部線と接続	③
		(2) 小浜線② (総合病院経由)	守山駅	総合病院	小浜	往10.0km 復10.0km	365日	730回			路線定期運行	①	守山駅で補助対象 地域間幹線系統服 部線と接続	③
		(3) 小浜線③ (野洲川歴史公園サッカー場経由)	守山駅	野洲川歴史 公園サッカー場	もりやま エコパーク	往13.5km 復13.5km	236日	472回			路線定期運行	①	守山駅で補助対象 地域間幹線系統服 部線と接続	③
守山市 栗東市 草津市		(4) 大宝循環線	草津駅 西口	栗東駅 西口	守山駅 西口	往14.5km 復14.5km	291日	1455回			路線定期運行	①	草津駅西口で補助対 象地域間幹線系統近 江大橋線と接続	③
		(5) 宅屋線	草津駅 西口	栗東駅 東口	守山駅 東口	往12.7km 復13.8km	240日	1200回			路線定期運行	①	草津駅西口で補助対 象地域間幹線系統近 江大橋線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
守山市	近江鉄道株式会社	(1) 小浜線① (赤の井経由)	守山駅	赤の井	小浜	往9.9km 復9.9km	236日	826回			路線定期運行	①	守山駅で補助対象 地域間幹線系統服 部線と接続	③
		(2) 小浜線② (総合病院経由)	守山駅	総合病院	小浜	往10.0km 復10.0km	365日	730回			路線定期運行	①	守山駅で補助対象 地域間幹線系統服 部線と接続	③
		(3) 小浜線③ (野洲川歴史公園サッカー場経由)	守山駅	野洲川歴史 公園サッカー場	もりやま エコパーク	往13.5km 復13.5km	236日	472回			路線定期運行	①	守山駅で補助対象 地域間幹線系統服 部線と接続	③
守山市 栗東市 草津市		(4) 大宝循環線	草津駅 西口	栗東駅 西口	守山駅 西口	往14.5km 復14.5km	293日	1465回	×	×	路線定期運行	①	草津駅西口で補助対 象地域間幹線系統近 江大橋線と接続	③
		(5) 宅屋線	草津駅 西口	栗東駅 東口	守山駅 東口	往12.7km 復13.8km	242日	1210回	×	×	路線定期運行	①	草津駅西口で補助対 象地域間幹線系統近 江大橋線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R10年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
守山市	近江鉄道株式会社	(1) 小浜線① (赤の井経由)	守山駅	赤の井	小浜	往9.9km 復9.9km	236日	826回			路線定期運行	①	守山駅で補助対象 地域間幹線系統服 部線と接続	③
		(2) 小浜線② (総合病院経由)	守山駅	総合病院	小浜	往10.0km 復10.0km	366日	732回			路線定期運行	①	守山駅で補助対象 地域間幹線系統服 部線と接続	③
		(3) 小浜線③ (野洲川歴史公園サッカー場経由)	守山駅	野洲川歴史 公園サッカー場	もりやま エコパーク	往13.5km 復13.5km	236日	472回			路線定期運行	①	守山駅で補助対象 地域間幹線系統服 部線と接続	③
守山市 栗東市 草津市		(4) 大宝循環線	草津駅 西口	栗東駅 西口	守山駅 西口	往14.5km 復14.5km	294日	1470回	×	×	路線定期運行	①	草津駅西口で補助対 象地域間幹線系統近 江大橋線と接続	③
		(5) 宅屋線	草津駅 西口	栗東駅 東口	守山駅 東口	往12.7km 復13.8km	243日	1215回	×	×	路線定期運行	①	草津駅西口で補助対 象地域間幹線系統近 江大橋線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	守山市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	21,954
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

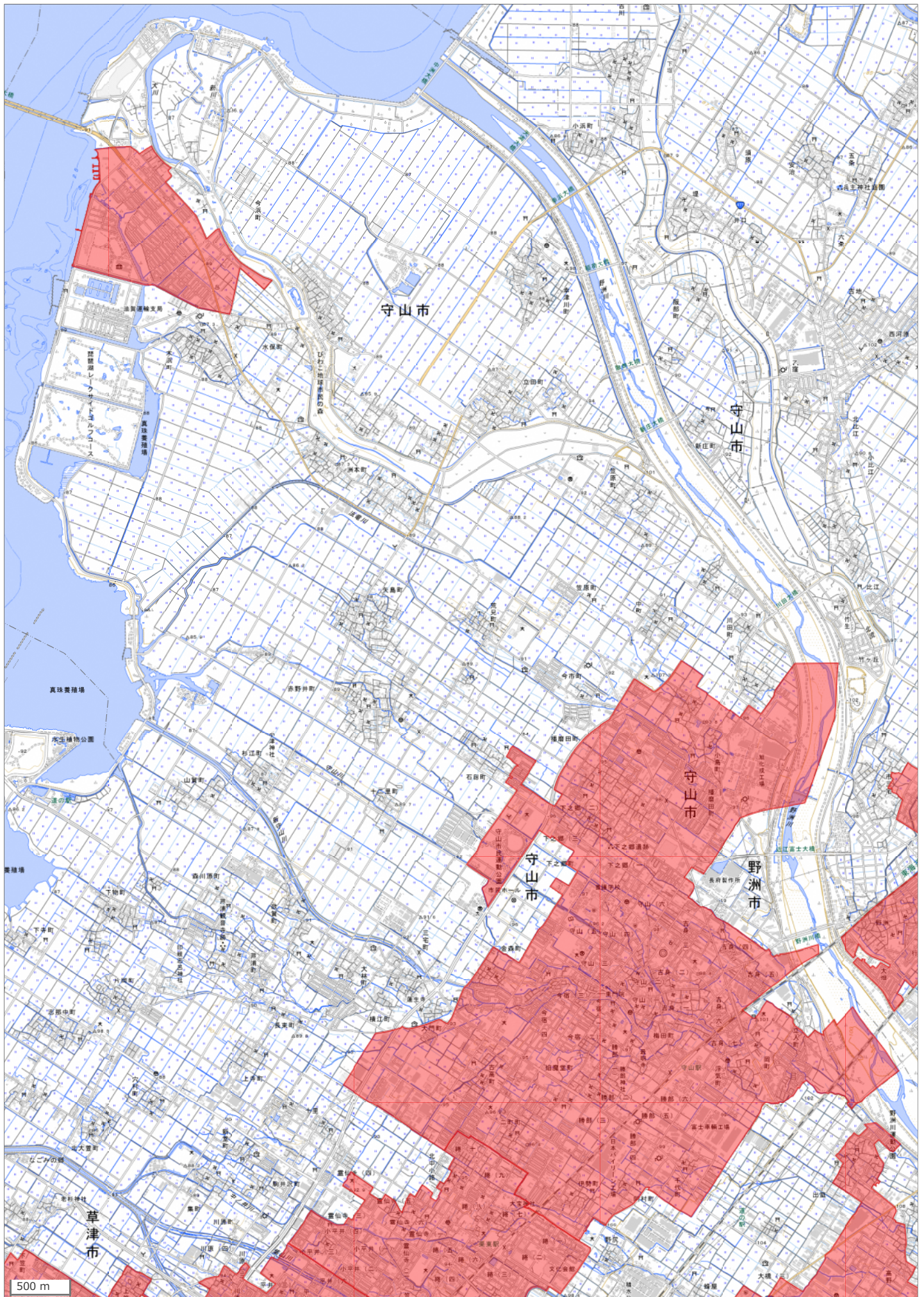
計画名	策定年月日	特例適用開始年度
守山市地域公共交通計画	令和6年3月	

(1)記載要領

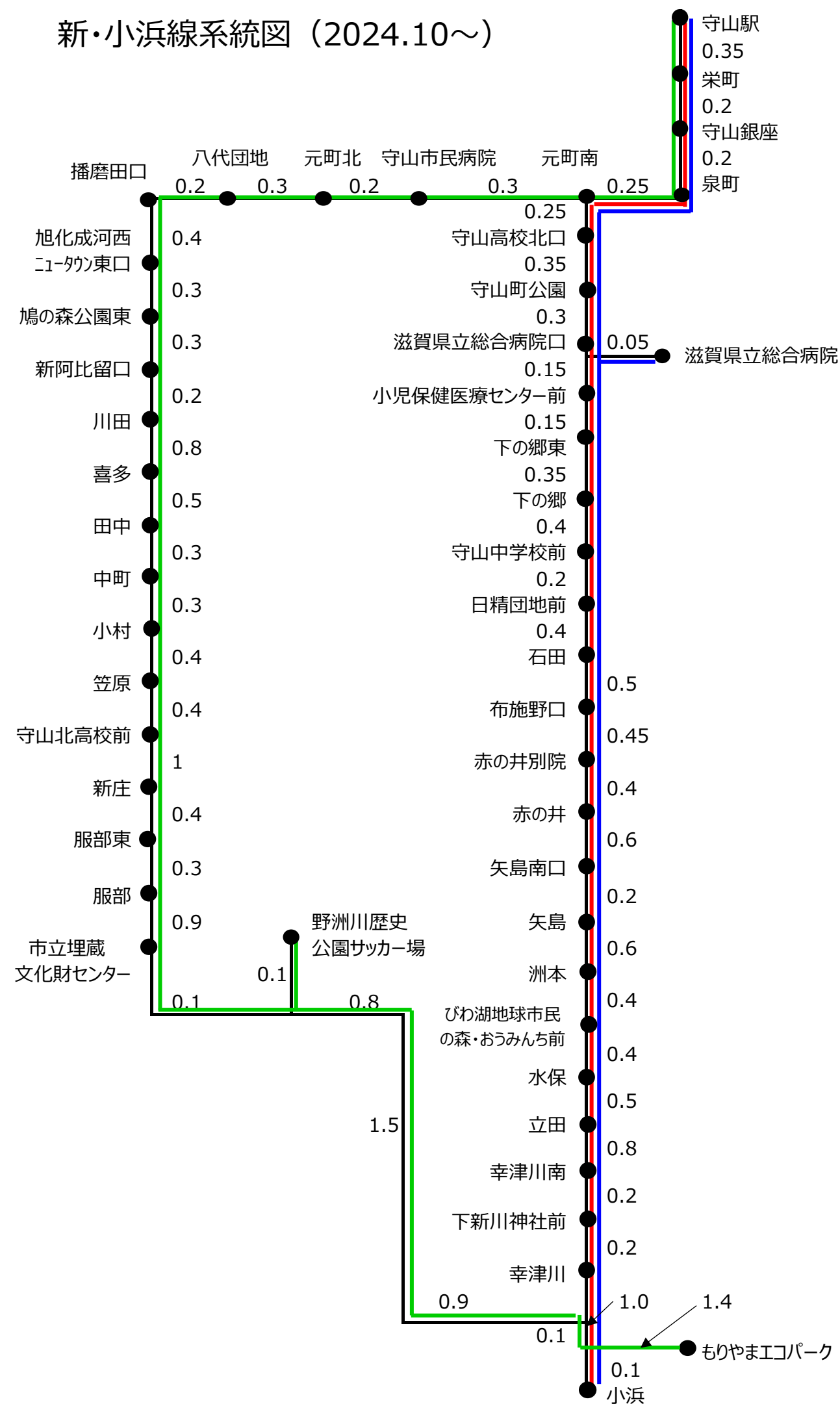
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）



新・小浜線系統図（2024.10～）

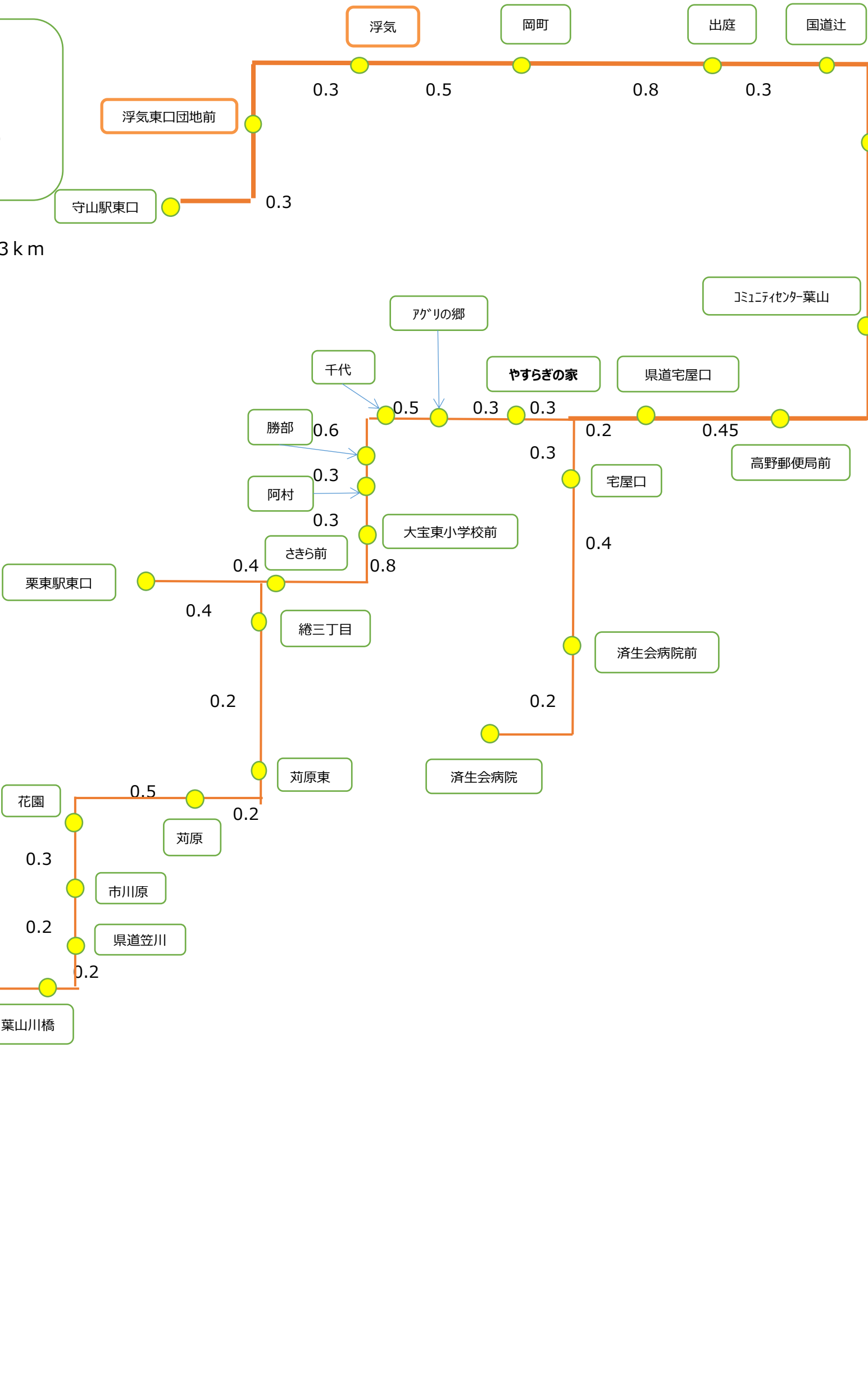


新・小浜線①（赤の井経由）			新・小浜線②（総合病院経由）			新・小浜線③（野洲川歴史公園サッカー場経由）		
起点	経由	終点	起点	経由	終点	起点	経由	終点
守山駅	赤の井	小浜	守山駅	総合病院	小浜	守山駅	野洲川歴史公園サッカー場 もりやまエコパーク	
守山駅			守山駅			守山駅		
栄町	0.35		栄町	0.35		栄町	0.35	
守山銀座	0.2		守山銀座	0.2		守山銀座	0.2	
泉町	0.2		泉町	0.2		泉町	0.2	
元町南	0.25		元町南	0.25		元町南	0.25	
守山高校北口	0.25		守山高校北口	0.25		守山市民病院	0.3	
守山町公園	0.35		守山町公園	0.35		元町北	0.2	
滋賀県立総合病院口	0.3		滋賀県立総合病院口	0.3		八代団地	0.3	
小児保健医療センター前	0.15		滋賀県立総合病院	0.05		播磨田口	0.2	
下の郷東	0.15		小児保健医療センター前	0.2		旭化成河西ニュータウン東口	0.4	
下の郷	0.35		下の郷東	0.15		鳩の森公園東	0.3	
守山中学校前	0.4		下の郷	0.35		新阿比留口	0.3	
日精団地前	0.2		守山中学校前	0.4		川田	0.2	
石田	0.4		日精団地前	0.2		喜多	0.8	
布施野口	0.5		石田	0.4		田中	0.5	
赤の井別院	0.45		布施野口	0.5		中町	0.3	
赤の井	0.4		赤の井別院	0.45		小村	0.3	
矢島南口	0.6		赤の井	0.4		笠原	0.4	
矢島	0.2		矢島南口	0.6		守山北高校前	0.4	
洲本	0.6		矢島	0.2		新庄	1	
びわ湖地球市民の森・おうみんち前	0.4		洲本	0.6		服部東	0.4	
水保	0.4		びわ湖地球市民の森・おうみんち前	0.4		服部	0.3	
立田	0.5		水保	0.4		市立埋蔵文化財センター	0.9	
幸津川南	0.8		立田	0.5		野洲川歴史公園サッカー場	0.2	
下新川神社前	0.2		幸津川南	0.8		もりやまエコパーク	4.8	
幸津川	0.2		下新川神社前	0.2				
小浜	1.1		幸津川	0.2				
			小浜	1.1				
	9.9			10.0			13.5	

- 【1】小浜線①（守山駅～赤の井～小浜）
- 【2】小浜線②（守山駅～総合病院～小浜）
- 【3】小浜線③（守山駅～服部～野洲川歴史公園サッカー場～もりやまエコパーク）

宅屋線（守山駅経由）

… 守山駅経由ルート 13.3 km

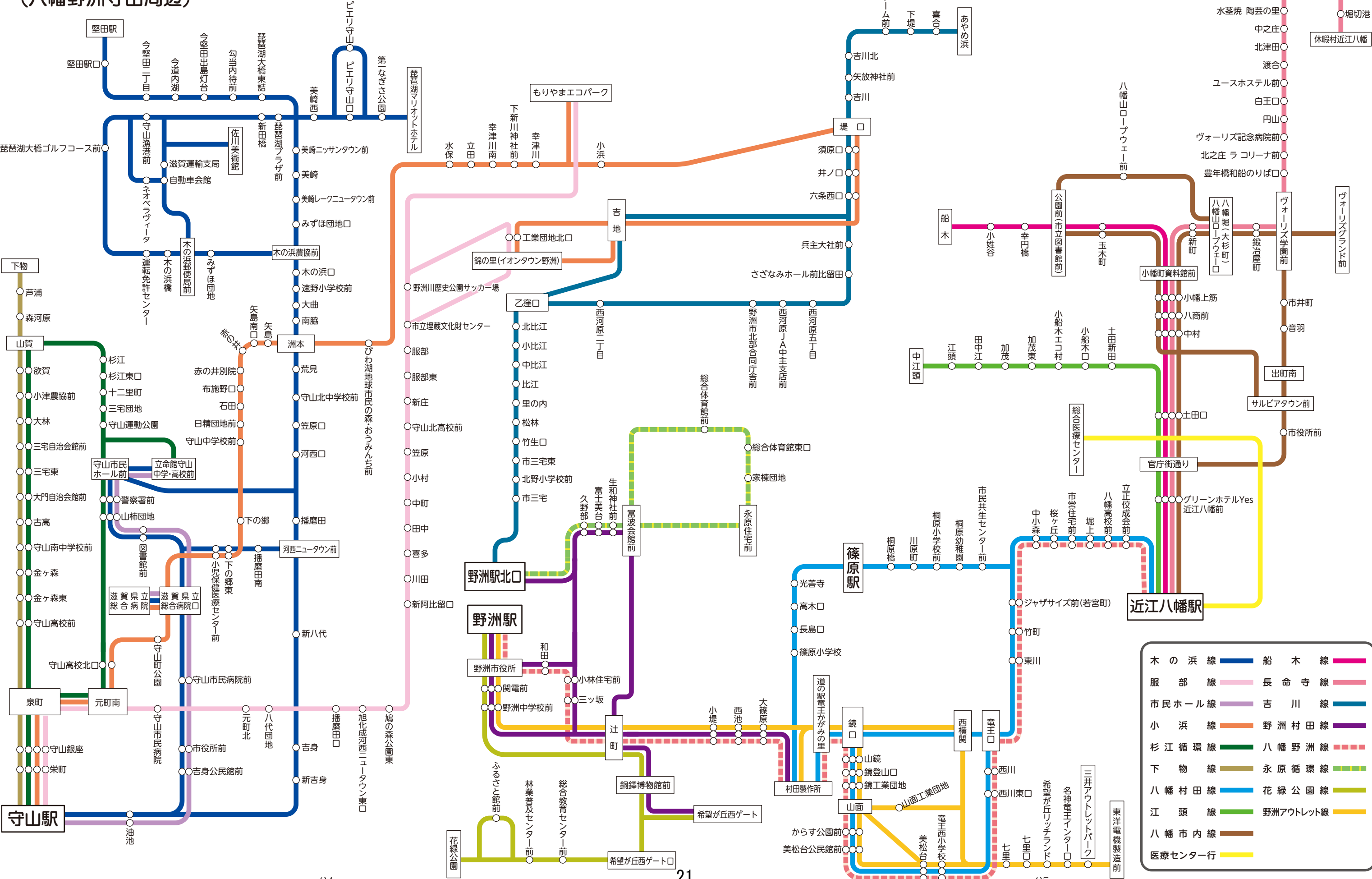


宅屋線（守山駅延伸）

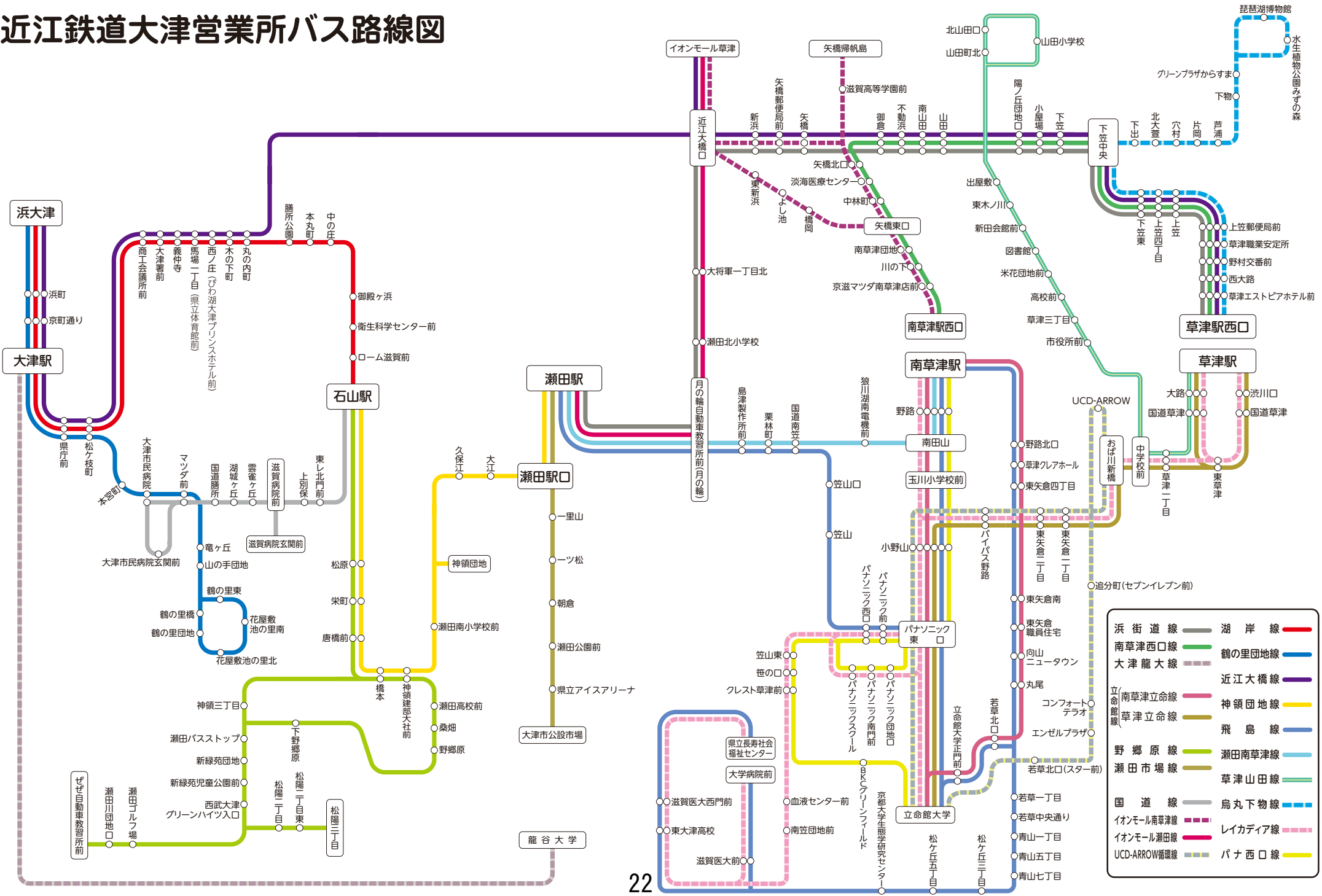
草津駅西口	
渋川福祉センター	1.4
草津東高校	0.4
西渋川二丁目	0.4
葉山川橋	0.1
県道笠川	0.2
市川原	0.2
花園	0.3
荻原	0.5
荻原東	0.2
糺三丁目	0.2
栗東駅東口	0.4
さきら前	0.4
大宝東小学校前	0.8
阿村	0.3
勝部	0.3
千代	0.6
アグリ郷	0.5
やすらぎの家	0.3
宅屋口	0.6
済生会病院前	0.4
済生会病院	0.2
済生会病院前	0.2
宅屋口	0.4
県道宅屋口	0.5
高野郵便局前	0.2
コミュニティセンター葉山	0.3
辻	

近江鉄道バスあやめ営業所バス路線図

(八幡野洲守山周辺)



近江鉄道大津営業所バス路線図



小浜線時刻表_土日祝（2024年10月1日改正）

便数	仕業	守山駅	栄町	守山銀座	滋賀県民共済前（泉町）	元町南	守山高校北口	守山町公園	滋賀県立総合病院	滋賀県立総合病院口	小児保健医療センター前	下の郷東	下の郷	守山中学校前	日精団地前	石田	布施野口	赤の井別院	赤の井	矢島南口	矢島	洲本	びわこ地球市民の森 おうみんち前	水保	立田	幸津川南	下新川神社前	幸津川	もりやまエコパーク	小浜
1	新・小浜線A②	11:00	11:00	11:01	11:02	11:03	11:03	11:05	11:06	11:07	11:07	11:08	11:09	11:10	11:11	11:11	11:12	11:13	11:13	11:14	11:14	11:16	11:16	11:17	11:18	11:19	11:19	11:20		11:29
2	新・小浜線A②	18:40	18:40	18:41	18:42	18:43	18:43	18:45	18:46	18:47	18:47	18:48	18:49	18:50	18:50	18:51	18:52	18:53	18:53	18:54	18:54	18:56	18:56	18:57	18:58	18:59	18:59	19:00		19:09

便数	仕業	小浜	もりやまエコパーク	幸津川	下新川神社前	幸津川南	立田	水保	びわこ地球市民の森 おうみんち前	洲本	矢島	矢島南口	赤の井	赤の井別院	布施野口	石田	日精団地前	守山中学校前	下の郷	下の郷東	医療センター前	小児保健	滋賀県立総合病院口	滋賀県立総合病院	滋賀県立総合病院口	守山町公園	守山高校北口	元町南	滋賀県民共済前（泉町）	守山銀座	栄町	守山駅
1	新・小浜線A②	7:19		7:21	7:22	7:23	7:24	7:25	7:25	7:26	7:27	7:28	7:29	7:30	7:31	7:32	7:33	7:33	7:34	7:35	7:35		7:38	7:38	7:40	7:41	7:41	7:42	7:43	7:43	7:55	
2	新・小浜線A②	11:39		11:41	11:42	11:43	11:44	11:45	11:45	11:46	11:47	11:48	11:49	11:50	11:51	11:52	11:53	11:53	11:54	11:55	11:55		11:58	11:58	12:00	12:01	12:01	12:02	12:03	12:03	12:15	



草津・栗東・守山くるっとバス時刻表

守山駅東口⇄済生会病院⇄栗東駅東口⇄草津駅西口 (宅屋線)

令和7年7月1日現在

往 路					
停留所名	①	③	⑤	⑦	⑨
草津駅西口	7:30	9:50	12:10	15:10	17:30
渋川福徳センター	7:34	9:54	12:14	15:14	17:34
草津東高校	7:35	9:55	12:15	15:15	17:35
西渋川二丁目	7:36	9:56	12:16	15:16	17:36
粟山川橋	7:37	9:57	12:17	15:17	17:37
県道笠川	7:37	9:57	12:17	15:17	17:37
市川原	7:38	9:58	12:18	15:18	17:38
花園	7:38	9:58	12:18	15:18	17:38
荻原	7:40	10:00	12:20	15:20	17:40
荻原東	7:41	10:01	12:21	15:21	17:41
緒三丁目	7:41	10:01	12:21	15:21	17:41
栗東駅東口	7:47	10:07	12:27	15:27	17:47
さきら前	7:48	10:08	12:28	15:28	17:48
大宝東小学校前	7:49	10:09	12:29	15:29	17:49
阿村	7:49	10:09	12:29	15:29	17:49
勝部	7:50	10:10	12:30	15:30	17:50
千代	7:51	10:11	12:31	15:31	17:51
アグリ郷	7:52	10:12	12:32	15:32	17:52
やすらぎの家					※
宅屋口	↓	↓	↓	↓	↓
大橋三丁目					
済生会病院	8:01	10:21	12:41	15:41	18:01
大橋三丁目	8:02	10:22	12:42	15:42	18:02
宅屋口	↓	↓	↓	↓	↓
県道宅屋口	8:04	10:24	12:44	15:44	18:04
高野郵便局前	8:04	10:24	12:44	15:44	18:04
コミュニティセンター栗山	8:05	10:25	12:45	15:45	18:05
辻	8:06	10:26	12:46	15:46	18:06
国道辻	8:08	10:28	12:48	15:48	18:08
出庭	8:08	10:28	12:48	15:48	18:08
岡町	8:09	10:29	12:49	15:49	18:09
浮気	8:09	10:29	12:49	15:49	18:09
浮気東口団地前	8:10	10:30	12:50	15:50	18:10
守山駅東口	8:19	10:39	12:59	15:59	18:19

復 路					
停留所名	②	④	⑥	⑧	⑩
守山駅東口	8:40	11:00	14:00	16:20	18:40
浮気東口団地前	8:41	11:01	14:01	16:21	18:41
浮気	8:42	11:02	14:02	16:22	18:42
岡町	8:42	11:02	14:02	16:22	18:42
出庭	8:43	11:03	14:03	16:23	18:43
国道辻	8:44	11:04	14:04	16:24	18:44
辻	8:46	11:06	14:06	16:26	18:46
コミュニティセンター栗山	8:47	11:07	14:07	16:27	18:47
高野郵便局前	8:48	11:08	14:08	16:28	18:48
県道宅屋口	8:48	11:08	14:08	16:28	18:48
宅屋口	↓	↓	↓	↓	※
大橋三丁目					
やすらぎの家	8:51	11:11	14:11	16:31	18:51
済生会病院	8:58	11:18	14:18	16:38	18:58
大橋三丁目	8:59	11:19	14:19	16:39	18:59
宅屋口	9:00	11:20	14:20	16:40	19:00
やすらぎの家	9:01	11:21	14:21	16:41	19:01
アグリ郷	9:01	11:21	14:21	16:41	19:01
千代	9:02	11:22	14:22	16:42	19:02
勝部	9:03	11:23	14:23	16:43	19:03
阿村	9:03	11:23	14:23	16:43	19:03
大宝東小学校前	9:04	11:24	14:24	16:44	19:04
さきら前	9:05	11:25	14:25	16:45	19:05
栗東駅東口	9:12	11:32	14:32	16:52	19:12
緒三丁目	9:13	11:33	14:33	16:53	19:13
荻原東	9:13	11:33	14:33	16:53	19:13
荻原	9:14	11:34	14:34	16:54	19:14
花園	9:15	11:35	14:35	16:55	19:15
市川原	9:16	11:36	14:36	16:56	19:16
県道笠川	9:17	11:37	14:37	16:57	19:17
粟山川橋	9:17	11:37	14:37	16:57	19:17
西渋川二丁目	9:18	11:38	14:38	16:58	19:18
草津東高校	9:19	11:39	14:39	16:59	19:19
渋川福徳センター	9:20	11:40	14:40	17:00	19:20
草津駅西口	9:29	11:49	14:49	17:09	19:29

運休日◆土曜日、日曜日、国民の祝日・休日、年末年始(12/29～1/3)

※国道8号線野洲栗東バイパス整備工事の影響により、一部停車しない停留所がございます。



「くるっとバスに関するお問い合わせ」近江鉄道株式会社 大津営業所 077-543-6677

小浜線運行日数算出根拠（R8：2025/10/1～2026/9/30）

1. 運行日数

	平日	土曜日	日祝日	合計
10月	22	4	5	31
11月	18	5	7	30
12月	20	4	7	31
1月	19	4	8	31
2月	18	4	6	28
3月	21	4	6	31
4月	21	4	5	30
5月	18	5	8	31
6月	22	4	4	30
7月	22	4	5	31
8月	16	4	11	31
9月	19	4	7	30
合計	236	50	79	365

年末年始期間12/27～1/4

お盆期間8/8～8/16

2. キロ程及び運行回数

運行 系統	申請 番号	起点	主な 経過地	終点	往 復	キロ程	運行回数(片道)			運行回数(往復)		
							平日	土曜	日祝日	平日	土曜	日祝日
小浜線	(1)	守山駅	赤の井	小浜	往 復	9.9	4	0	0	3.5	0.0	0.0
						9.9	3	0	0			
	(2)	守山駅	総合病院	小浜	往 復	10.0	2	2	2	2.0	2.0	2.0
						10.0	2	2	2			
	(3)	守山駅	野洲川歴史 公園サッカー場	もりやまエコパーク	往 復	13.5	2	0	0	2.0	0.0	0.0
						13.5	2	0	0			

3. 補助対象期間の総運行回数及び1日平均運行回数

運行 系統	申請 番号	起点	主な 経過地	終点	キロ程 (片道)	運行回数（往復）				総運行 日数	1日平均 運行回数
						平日	土曜	日祝日	合計		
小浜線	(1)	守山駅	赤の井	小浜	9.9	826.0	0.0	0.0	826.0	236	3.5
	(2)	守山駅	総合病院	小浜	10.0	472.0	100.0	158.0	730.0	365	2.0
	(3)	守山駅	野洲川歴史 公園サッカー場	もりやまエコパーク	13.5	472.0	0.0	0.0	472.0	236	2.0

小浜線運行日数算出根拠（R9：2026/10/1～2027/9/30）

1. 運行日数

	平日	土曜日	日祝日	合計
10月	21	5	5	31
11月	19	4	7	30
12月	19	4	8	31
1月	19	4	8	31
2月	18	4	6	28
3月	22	4	5	31
4月	21	4	5	30
5月	18	5	8	31
6月	22	4	4	30
7月	21	5	5	31
8月	16	3	12	31
9月	20	4	6	30
合計	236	50	79	365

年末年始期間12/26～1/3

お盆期間8/7～8/16

2. キロ程及び運行回数

運行 系統	申請 番号	起点	主な 経過地	終点	往 復	キロ程	運行回数(片道)			運行回数(往復)		
							平日	土曜	日祝日	平日	土曜	日祝日
小浜線	(1)	守山駅	赤の井	小浜	往	9.9	4	0	0	3.5	0.0	0.0
					復	9.9	3	0	0			
	(2)	守山駅	総合病院	小浜	往	10.0	2	2	2	2.0	2.0	2.0
					復	10.0	2	2	2			
	(3)	守山駅	野洲川歴史 公園サッカー場	もりやまエコパーク	往	13.5	2	0	0	2.0	0.0	0.0
					復	13.5	2	0	0			

3. 補助対象期間の総運行回数及び1日平均運行回数

運行 系統	申請 番号	起点	主な 経過地	終点	キロ程 (片道)	運行回数（往復）				総運行 日数	1日平均 運行回数
						平日	土曜	日祝日	合計		
小浜線	(1)	守山駅	赤の井	小浜	9.9	826.0	0.0	0.0	826.0	236	3.5
	(2)	守山駅	総合病院	小浜	10.0	472.0	100.0	158.0	730.0	365	2.0
	(3)	守山駅	野洲川歴史 公園サッカー場	もりやまエコパーク	13.5	472.0	0.0	0.0	472.0	236	2.0

小浜線運行日数算出根拠（R10：2027/10/1～2028/9/30）

1. 運行日数

	平日	土曜日	日祝日	合計	
10月	20	5	6	31	年末年始期間12/25～1/3
11月	20	4	6	30	
12月	18	4	9	31	
1月	19	4	8	31	
2月	19	4	6	29	
3月	22	4	5	31	
4月	20	4	6	30	
5月	20	4	7	31	お盆期間8/11～8/20
6月	22	4	4	30	
7月	20	5	6	31	
8月	17	4	10	31	
9月	19	5	6	30	
合計	236	51	79	366	

2. キロ程及び運行回数

運行 系統	申請 番号	起点	主な 経過地	終点	往 復	キロ程	運行回数(片道)			運行回数(往復)		
							平日	土曜	日祝日	平日	土曜	日祝日
小浜線	(1)	守山駅	赤の井	小浜	往 復	9.9	4	0	0	3.5	0.0	0.0
						9.9	3	0	0			
	(2)	守山駅	総合病院	小浜	往 復	10.0	2	2	2	2.0	2.0	2.0
						10.0	2	2	2			
	(3)	守山駅	野洲川歴史 公園サッカー場	もりやまエコパーク	往 復	13.5	2	0	0	2.0	0.0	0.0
						13.5	2	0	0			

3. 補助対象期間の総運行回数及び1日平均運行回数

運行 系統	申請 番号	起点	主な 経過地	終点	キロ程 (片道)	運行回数（往復）				総運行 日数	1日平均 運行回数
						平日	土曜	日祝日	合計		
小浜線	(1)	守山駅	赤の井	小浜	9.9	826.0	0.0	0.0	826.0	236	3.5
	(2)	守山駅	総合病院	小浜	10.0	472.0	102.0	158.0	732.0	366	2.0
	(3)	守山駅	野洲川歴史 公園サッカー場	もりやまエコパーク	13.5	472.0	0.0	0.0	472.0	236	2.0

R7年10月

月	火	水	木	金	土	日
		1 ₂	2 ₂	3 ₂	4	5
6 ₂	7 ₂	8 ₂	9 ₂	10 ₂	11	12
13	14 ₂	15<				

R9年10月

MON	TUE	WED</
-----	-----	-------

